



® 平成 30 年 10 月 29 日 (月)
No. 14802 1部370円(税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)
-第2回-.....(1)

☆知財高裁開廷一覧.....(12)

日中韓の審判実務の比較研究 (権利範囲の判断)

-第2回-

日本大学法学部(大学院法学研究科)
教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、「特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する日中韓比較研究」(以下、「日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)」と称する。)における主要な論点について、複数回に分けて紹介し、解説を行うものである。今回は、具体的な論点として、「方式審査」、「審

理手続」、「保護範囲」、「費用の負担」、「審理の終了」、「早期審理」について解説を行う。

2. 日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)の論点

日中韓のいずれにおいても、特許紛争は裁判所への提訴を通じて解決できる。しかし、裁判所への提

特許業務法人

北斗特許事務所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所長 弁理士 西川 恵清

弁理士 坂口 武
弁理士 田中 康
弁理士 仲石 晴
弁理士 水尻 勝
弁理士 北出 英 敏

弁理士 竹尾 由重
弁理士 佐藤 剛
弁理士 木村 豊
弁理士 谷水 慎
弁理士 松永 勉

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階
電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)
E-mail: post@hokutopat.com

訴とは別に、日中韓では、特許紛争の迅速な解決のために特許権の保護範囲について判断する行政システムを運用している。

本研究で比較される行政システムは、特許紛争を直接的又は間接的に解決するために、特許権者又は利害関係人は特許権の範囲についての判断を請求するか、又は侵害禁止命令を求めるものである。具体的には、韓国における権利範囲確認審判、中国における専利権侵害紛争審判、及び日本における判定(特許発明の技術的範囲についての見解)である。

以下では、本研究に示されている具体的な論点のうち、「方式審査」、「審理手続」、「保護範囲」、「費用の負担」、「審理の終了」、「早期審理」について解説を行う。

2-1. 方式審査

日中韓の3か国においては、審判の請求が要件を満たすか否かについて方式審査が行われる。

日本及び韓国では、請求が公的手数料、代理人、その他の方式事項などの方式要件を満たさない場合、指定期間内の補正を求める命令が出される。請求が補正されない場合、請求は決定によって却下される。

韓国では、審判請求が補正によって訂正することのできない欠陥を含む場合は、被請求人に答弁書を提出する機会を与えることなく請求は決定に

よって却下される。

中国では、請求が専利行政法執行弁法10条の要件を遵守しない場合、特許事務管理部門は請求を受け取ってから5日以内にこの事実を請求人に通知し、理由を説明する。

<解説>

日中韓の3か国において、方式審査が行われ、方式を満たさない場合には、通常、請求人に不備を補正する機会が与えられる。方式審査については、日本では、特許法131条、131条の2、133条及び135条に規定され、韓国では、特許法140条、141条及び142条に規定され、中国では、専利行政法執行弁法11条及び12条に規定されている。

2-2. 審理手続

(1) 審理の合議体

日本及び韓国では、基本的には3名の審判官、又は特別な場合に5名の審判官によって審理される。中国では、審理は3名以上の奇数の法執行者によって行われる。

<解説>

審理の合議体の構成については、日中韓において同様であるが、韓国及び日本では、3名又は5名の審判官であるのに対して、中国では、3名以上の奇数の法執行者として規定されている。

表1：方式審査に関する規定（日中韓）

日本	韓国	中国
第131条（審判請求の方式） 1 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。 一、当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 二、審判事件の表示 三、請求の趣旨及びその理由	第140条（審判請求の方式） 1 審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。 (1) 当事者の氏名及び住所（法人の場合にはその名称及び営業所の所在地） (2) 代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地（代理人が特許法人・特許法人（有限）である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名） (3) 審判事件の表示 (4) 請求の旨及びその理由	第12条 請求書には次の内容が記載されなければならない。 1. 請求人の氏名又は名称、住所、法定代理人又は主な担当者の氏名、職務。代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機関の名称及び住所 2. 被請求人の氏名又は名称、住所 3. 処理を請求する事項及び事実と理由